

役員、評議員の報酬、手当に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人中京学院の寄附行為第58条に基づき法人役員(理事長、理事及び監事「以下同じ」。)及び評議員の報酬と手当に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤役員には役員報酬を支給する。

2 役員報酬は次のとおりとする。

(1) 理事長……………年額¥2,400,000

(2) 副理事長……………年額¥1,800,000

(3) 理事……………年額¥1,200,000

3 役員報酬の辞退の申し出があった場合はこれを支給しない。

(報酬の変更)

第3条 前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって変更することがある。この場合には、理事会で決定する。

(非常勤役員の手当)

第4条 非常勤役員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

2 手当は、次のとおりとする。

(1) 非常勤役員……………月額¥30,000

3 手当の辞退の申し出があった場合はこれを支給しない。

(常勤評議員の手当)

第5条 常勤評議員には月額給与にて特別手当を支給する。

2 前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって決定する。

3 手当の辞退の申し出があった場合はこれを支給しない。

(非常勤評議員の手当)

第6条 非常勤評議員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

2 手当は、次のとおりとする。

(1) 非常勤評議員……………月額¥20,000

3 手当の辞退の申し出があった場合はこれを支給しない。

(特別事項)

第7条 この規程に定める職を二つ以上兼ねている場合は、高順位の職に対する報酬又は手当を支給し、重複して支給しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

(細則の制定)

第9条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

附 則

1. この規程は、令和２年４月１日から施行する。
2. この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。